

改正派遣法に基づくパーセンテージ等の公開

平成 24 年 10 月 1 日の「改正労働者派遣法」の施行により、派遣元事業主（弊社）は、労働者や派遣先企業が適切な派遣会社を選択できるよう派遣先より載きます派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合、いわゆるパーセンテージを公開することが義務付けられました。

（法第 23 条第 5 項）

弊社では、事業年度毎に決算終了後の平均パーセンテージ等を公開いたします。

◇パーセンテージ算出方法

$$\text{パーセンテージ} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

※派遣労働者の賃金には年次有給休暇取得時の賃金を含みます。

◇パーセンテージの内訳

スタッフの雇用主として負担する労災保険・厚生年金保険・健康保険・雇用保険。
スタッフが有給休暇を取得する際の引当金。
営業担当者などの管理者や事務所の事務職などの人件費、事務所維持費、募集広告等をはじめとする諸経費。営業利益。

対象期間：平成 27 年 1 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日 札幌本社

| | |
|----------------------------|---------------------------|
| 派遣労働者の数（平成 27 年 6 月 1 日時点） | 158 名 |
| 派遣先事業所の数 | 13 件 |
| 労働者派遣料金の平均額 | 10,760 円（8.0 時間換算） |
| 派遣労働者の賃金の平均額（交通費など諸手当含む） | 7,888 円（8.0 時間換算） |
| パーセンテージ | 26.6% |
| 教育訓練に関する事項 | 雇入れ導入教育 派遣前訓練（PC 基本操作） |

対象期間：平成27年1月1日から平成27年12月31日 東京支社

| | |
|---------------------------|---------------------------|
| 派遣労働者の数 (平成27年6月1日時点) | 78名 |
| 派遣先事業所の数 | 18件 |
| 労働者派遣料金の平均額 | 14,816円 (8.0時間換算) |
| 派遣労働者の賃金の平均額 (交通費など諸手当含む) | 11,216円 (8.0時間換算) |
| ターンオーバー率 | 24.2% |
| 教育訓練に関する事項 | 雇入れ導入教育 派遣前訓練 (PC基本操作) |

◇派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項
派遣労働者のキャリアアップを図るため、段階的かつ体系的な教育訓練の機会を提供して参ります。

就業前のビジネスマナーの習得や基礎学力を高める基本教育プログラムなど、スキルアップの機会を提供して参ります。

上記、教育訓練は有給無償で実施することとし、1年を超える雇用見込みがある方について、年間8時間の教育訓練を実施して参ります。

またキャリア・コンサルティング担当者を選任し、希望者に対する定期的なキャリア・コンサルティングも実施してまいります。